

## 第2章 財政分析



(余白頁)

## 第2章 財政分析

第1章では、普通会計の決算の概要についてふれました。ここからは、全国の自治体で用いられている財政指標等によって市の財政状況の分析を行います。

### 1 主要財政指標から見た財政分析

#### 1) 財政力指数 **0.437**

～市の財政体力はどれくらいか？～

自治体が活動するうえで必要となる財源。その財源を自主的に調達できている割合はどれくらいを示すのが「財政力指数」です。この数値が「1」に近ければ（あるいは1を超える場合もある）財政基盤が強いと言えます。自治体が自ら調達できる財源を「自主財源」といい、国や県などからのお金を「依存財源」といいます。前者の代表的なものは「地方税」、後者の代表的なものは「地方交付税」や「国県支出金」になります。本市は「依存財源」の割合が高く、市の財政基盤は強いとは言えません。



	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
標準財政規模	9,014,247	9,015,517	8,947,808	9,105,703	9,056,381	9,009,682

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
標準財政規模	8,827,225	8,841,662	9,063,570	9,383,209	9,133,551	9,228,470

#### 《財政力指数》

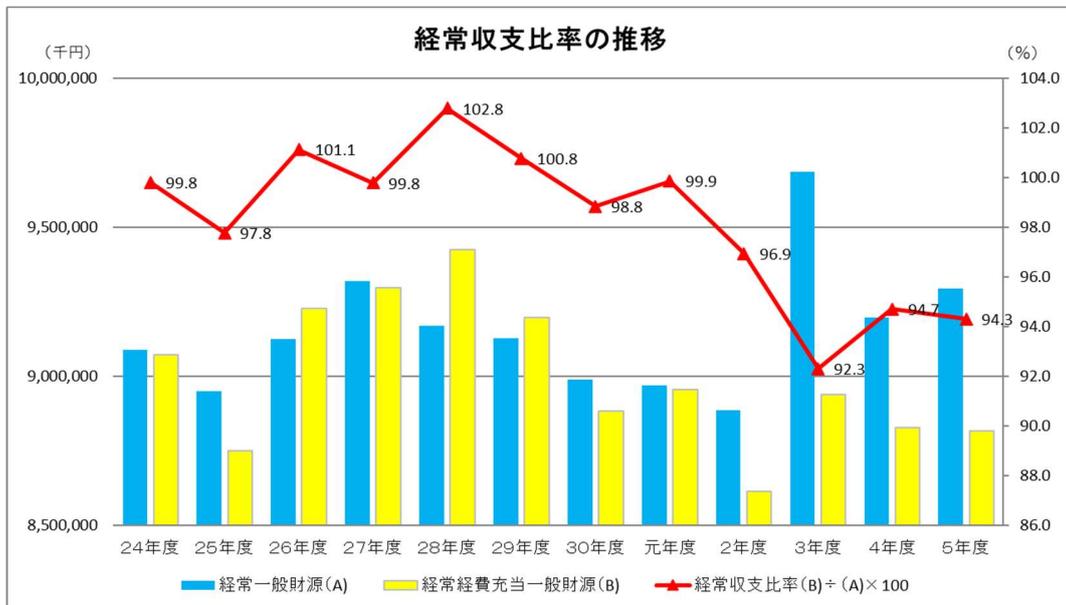
「標準財政収入額」を「標準財政需要額」で除した数値の過去3年間の平均で、この指数が「1」に近い団体ほど留保財源（自主財源）が大きいということになり、それだけ財源に余裕があるということになります。なお、「1」を超える場合は普通交付税の不交付団体となります。

## 2) 経常収支比率 **94.3%**

～経常的な支出は経常的な収入で賄うことがベスト～

経常収支比率とは、自治体の財政構造の弾力性（柔軟性）を判断する指標です。毎年経常的に支出される経費のために、市税や地方交付税などの「経常一般財源」と呼ばれる経常的な収入がどれだけ充てられたかを示す比率で、この比率が低いほど自由に使える資金が多く、臨時的な財政需要にも対応できる余力があることになります。

70%～80%が望ましい値、80%超がやや不適、90%以上はかなり不適という基準のなか、本市は平成30年度に100%を下回ったものの、依然として高い数値であり、好ましい状況ではありません。令和5年度は、地方税や普通交付税が増加したことにより、経常経費充当一般財源が増加し、0.4ポイントの減少となりました。100%を超えているということは、経常的な支出を経常的な収入で賄えていないということです。賄えない分は、臨時的な収入とされるもの（主な臨時的収入：特別交付税、都市計画税など）で補うことになり、100%を超えることが即財政破綻を意味するものではありませんが、ゆとりある財政運営を確保するためには、経常的な支出削減や自主財源を確保するなどして改善することが必要となります。



	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
経常一般財源(A)	9,089,676	8,949,356	9,124,322	9,317,558	9,169,525	9,128,117
経常経費充当一般財源(B)	9,071,422	8,748,860	9,226,639	9,297,201	9,424,044	9,197,923
差引額(A)-(B)=(C)	18,254	200,496	△ 102,317	20,357	△ 254,519	△ 69,806
経常収支比率(B)÷(A)×100	99.8	97.8	101.1	99.8	102.8	100.8

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経常一般財源(A)	8,988,724	8,969,065	8,886,347	9,686,260	9,197,841	9,294,993
経常経費充当一般財源(B)	8,884,103	8,955,899	8,614,568	8,939,718	8,828,995	8,816,714
差引額(A)-(B)=(C)	104,621	13,166	271,779	746,542	368,846	478,279
経常収支比率(B)÷(A)×100	98.8	99.9	96.9	92.3	94.7	94.3

※経常収支比率は、経常一般財源に減税補てん債及び臨時財政対策債を追加し、試算したものを計上。

本市の経常収支比率は人吉市と同規模の自治体（類似団体）と比較しても、高い状況にありますので、引き続き行財政改革等を行い改善していく努力が必要です。

#### 《経常収支比率》

算定方法は、まず歳出経費を経常的経費と臨時的経費に分け、その上で、以下の算定式により算出します。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{①経常経費充当一般財源等}}{\text{②経常一般財源等総額}} \times 100 (\%)$$

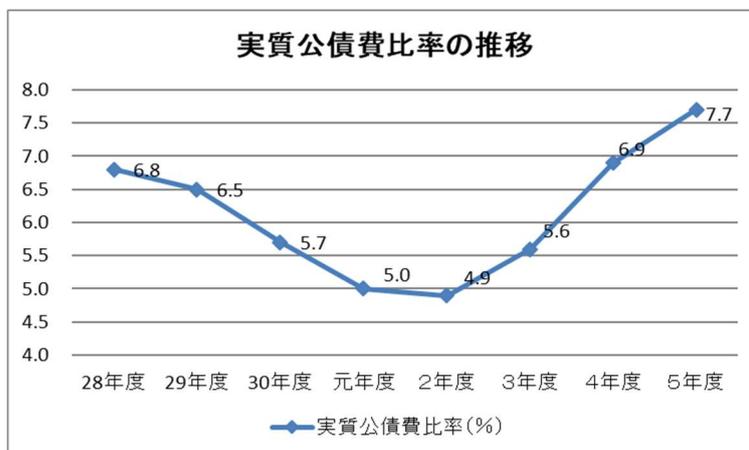
- ① 経常経費充当一般財源等・・・支出のうち人件費、扶助費、公債費等の経常経費を指します
- ② 経常一般財源等総額・・・地方税、地方交付税、地方譲与税等の収入

### 3) 実質公債費比率 **7.7%**

～ローンの返済が財政を圧迫していないか？～

実質公債費比率は、平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標です。それまで反映されていなかった公営企業の公債費への一般会計繰出金、一部事務組合の公債費に対する負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等、公債費類似経費を算入しています。実質公債比率は低いほど健全とされ、この比率が18%以上の団体は引き続き地方債の発行に国の許可が必要となり、25%以上の団体にあつては、一般事業等の起債が制限されることになっており、後年度の財政負担となる市債依存度の目安となる数値として活用されています。

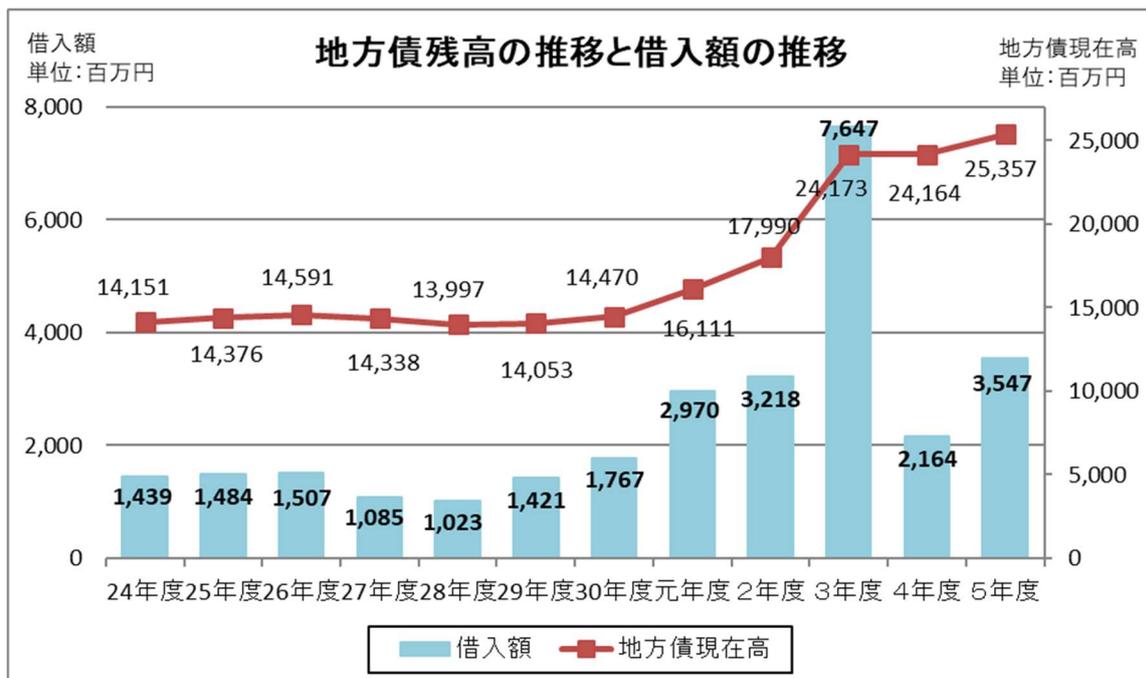
実質公債費比率は当該年度を含む過去3か年平均で算出します。本市の令和5年度決算における実質公債費比率は7.7%です。熊本県下の市の平均は9.1%で、県下の市平均を下回る低い値となっています。



#### 4) 地方債（借入金）の残高 **約254億円**

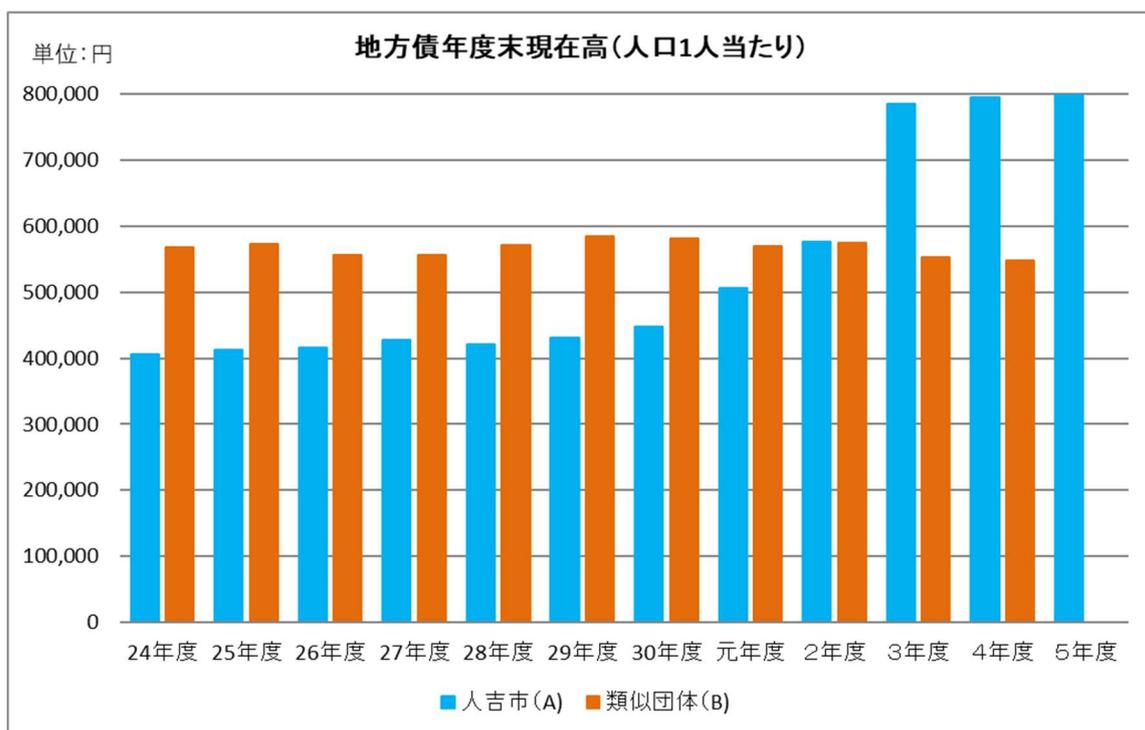
～借金の残高はどれくらい？市民1人当たりで換算したら？～

自治体は、学校建設や道路整備など多くのお金を要する事業においては、借入金を活用しながら財政運営を行います。自治体が借り入れるお金を「地方債」と呼びます。多くの自治体では毎年度、この地方債を活用しながら財政運営を行っているところですが、無計画な地方債の使用は財政の硬直化へつながるため、将来の償還計画を常に考えておく必要があります。本市では、元利償還金に交付税措置（国が交付する地方交付税の中に返済に要する経費が含まれて交付されること。）がある有利な地方債を中心に、極力後年度負担が増えないような借入れを行っています。地方債の残高は、平成26年度をピークに減少傾向にあり、借入額も減少していたものの、平成29年度から市庁舎建設事業が始まったことにより、再び借入額が増加し、さらに令和2年7月豪雨に伴う災害復旧事業などにより大幅に増加しました。一方でこれまで増加を続けていた臨時財政対策債（国からの地方交付税交付で不足する分を自治体が借入れを行うもので、返済に係る分は後年の地方交付税で措置されます。）は減少傾向にあります。今後、平常時は返済額以下の借入に抑え、市債の平準化に努めて行く必要があります。



つぎに、地方債残高を市民1人当たりにするといくらになるかを試算します。

令和5年度末現在で1人あたり約85万円となりました。昨年度末に比べ約5万4千円増えています。類似団体（人口規模や産業構造で35のグループの同じグループに属する自治体）と比較すると令和4年度末で約2万4千円多い状況にあります。



	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人吉市(A)	405,404	411,793	416,567	427,434	421,548	430,222
類似団体(B)	567,848	573,225	556,457	556,208	570,552	585,294
(A)-(B)	△ 162,444	△ 161,432	△ 139,890	△ 128,774	△ 149,004	△ 155,072

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人吉市(A)	447,852	505,576	577,038	785,772	795,458	850,218
類似団体(B)	581,347	569,856	574,927	552,551	547,856	-
(A)-(B)	△ 133,495	△ 64,280	2,111	233,221	247,602	-

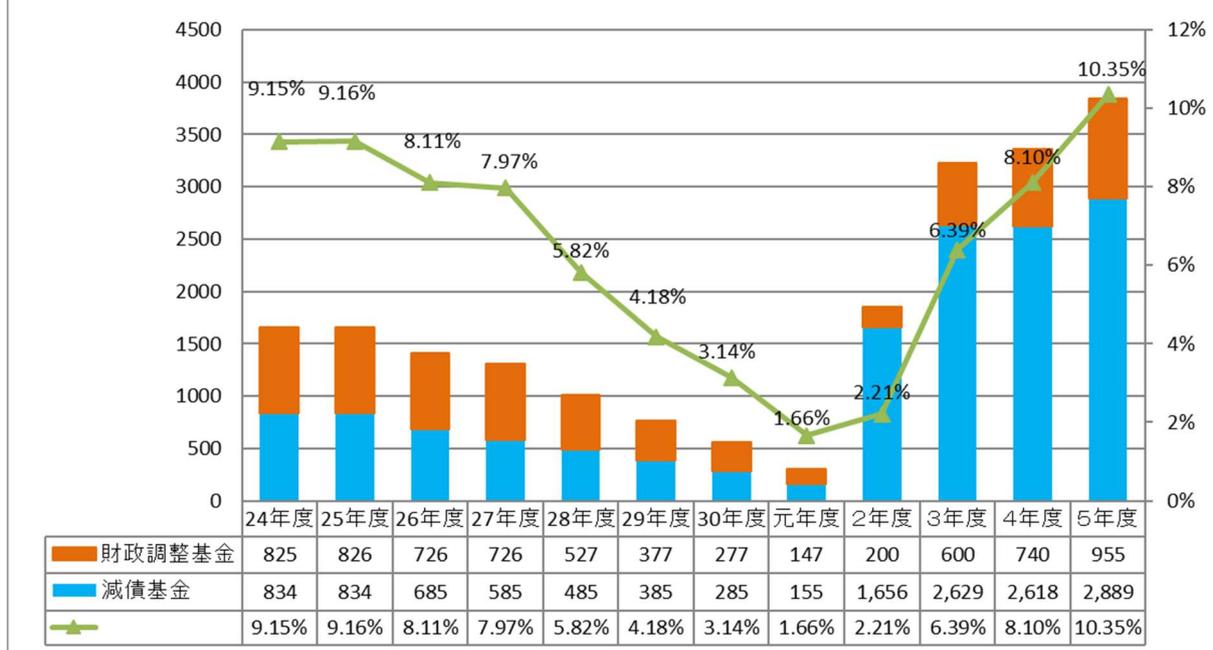
## 5) 積立金(財政調整基金・減債基金) 現在高の状況 **約38億4千万円**

～市の貯金算高は? 市民1人あたりに換算すると?～

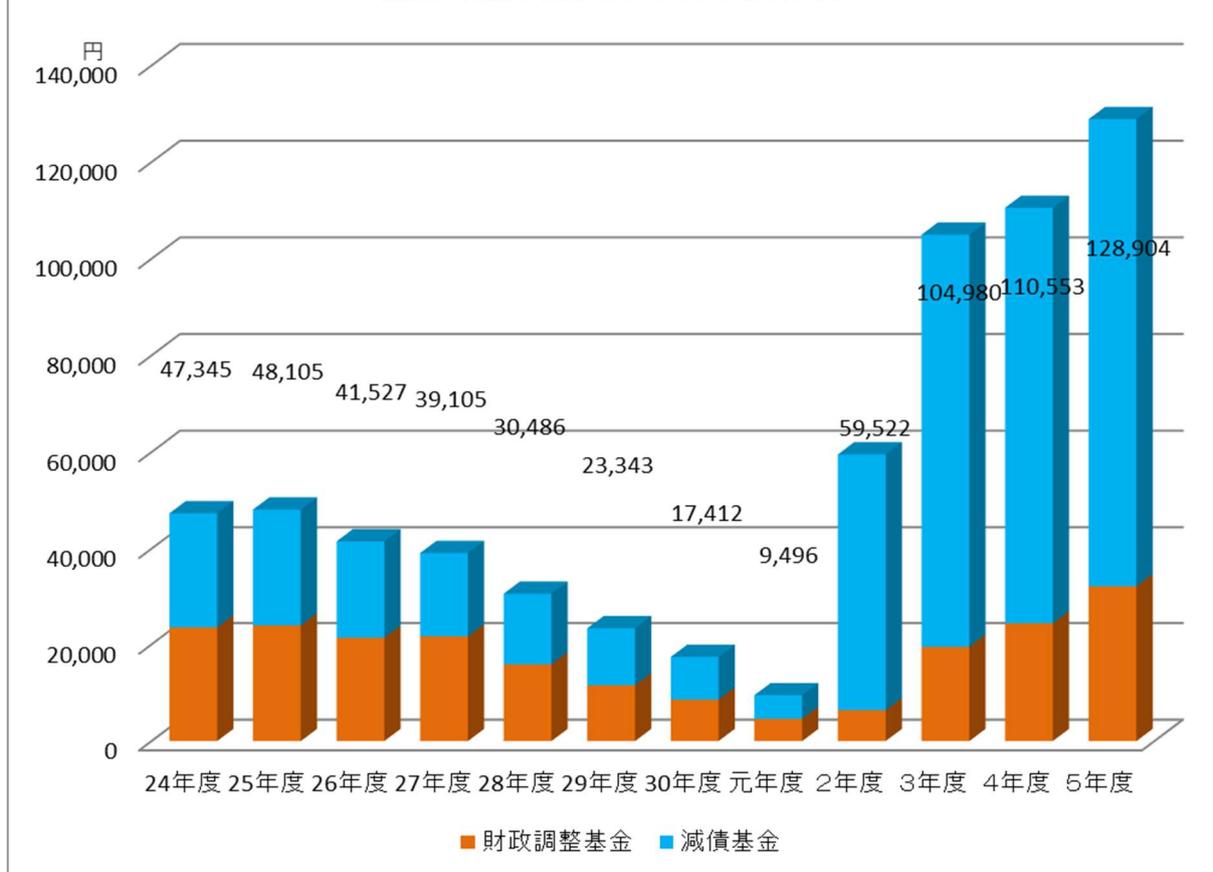
市の貯金にあたるものが「基金」です。市が持つ基金には、まちづくりに使う基金、庁舎建設のための基金などその使用目的ごとに複数の基金がありますが、その中でも、ここでは財源不足などの際に充てることのできる基金とされる「財政調整基金」と「減債基金」という2つの基金残高を掲載しております。

本市の財政調整基金と減債基金の現在高は、次のページのグラフのとおりですが、財政調整基金に限っては標準財政規模の10%程度が保有分の目安とされています。本市の場合は毎年のように基金を取り崩して財政運営を行ってきたため、令和元年度決算で約1.7%となっていました。令和4年度以降は、令和2年7月豪雨に伴う地方交付税等の増や経常的な支出の減により剰余金を財政調整基金や減債基金に積み立てることができ、増加しました。結果、財政調整基金は保有目安に近い数値となりましたが、今後増加が見込まれる令和2年7月豪雨からの復興事業や市債の償還に備えておく必要があるため、今後も引き続き基金に頼らない財政運営を行っていかねばなりません。

財政調整基金及び減債基金現在高の推移



基金年度末現在高(市民1人当たり)



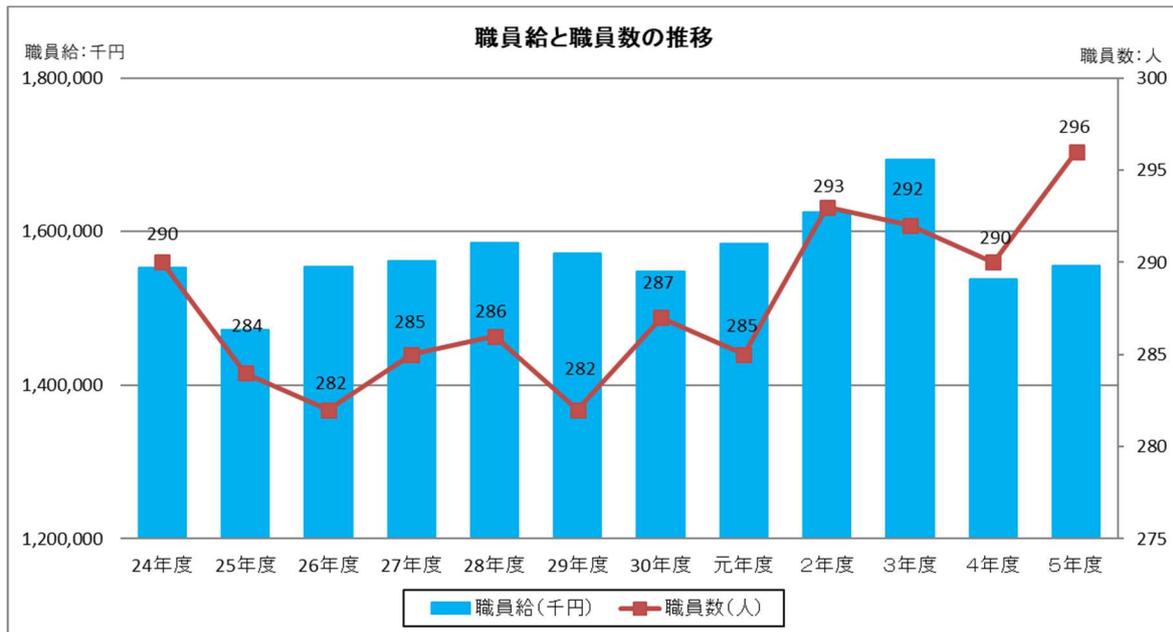
6) 職員給の状況

**約15億5,495万円**

～職員給の状況はどうなっている?～

ここでは、職員給の状況についてお知らせします。本市では平成17年から平成21年までの5年間で市職員の定員適正化計画を策定し、人件費の見直しを行ってまいりました。その結果、平成21年度時点では平成16年度と比較すると職員給、職員数ともに約1割の削減を行っております。さらに平成24年度に新たな定員適正化計画を策定し、引き続き職員給、職員数の適正化に努めているところです。

平成25年度については、国家公務員の給与減額支給措置に準じた給与の減額支給を行ったことにより減少していますが、その措置期間が平成26年3月末までとなっており、平成26年度は減額支給が終了したことで増額となっています。平成27年度から平成28年度は、平成28年度の大量退職者を見込んで新規採用職員を増やしたことにより増額となっておりますが、平成29年度においても多くの退職者がいたため減額に転じています。平成30年度は、平成29年度の退職の影響により職員給は減額となったものの、退職分を任期付き職員や再任用職員で賄い、職員数は増加しています。令和2年度は、令和2年7月豪雨に伴う時間外等勤務手当や災害派遣手当が増となったこと、令和3年度は、令和2年度に実施した給与カットが元に戻ったこと及び復旧・復興に係る任期付き職員数が増となったことにより職員給は増となっています。令和4年度は、人事院勧告による期末勤勉手当の減等が影響し減となったものの、令和5年度は人事院勧告及び職員数の増により再度増に転じています。



年度決算額 (職員給)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
職員給(千円)	1,552,976	1,472,493	1,554,192	1,561,913	1,585,363	1,571,351
職員数(人)	290	284	282	285	286	282

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
職員給(千円)	1,548,339	1,584,793	1,625,400	1,693,370	1,538,621	1,554,957
職員数(人)	287	285	293	292	290	296

## 2 財政用語集

用語	見方	算式
形式収支	<p>普通会計の決算収支を表示する一形式であり、歳入決算総額から歳出総額を単純に差し引いた「歳入歳出差引額」のことです。</p> <p>これは、出納閉鎖期日現在における当該年度中に収入された現金と支出された現金の差額すなわち現金尻を表示するものになります。</p>	歳入－歳出
実質収支	<p>形式収支から翌年度へ繰越すべき財源を控除した決算額をいい、形式収支に発生主義的要素を加味した指標です。また前年度以前からの収支の累積でもあり、一般的に標準財政規模の3～5%程度が望ましいとされています。</p>	(歳入－歳出)－翌年度へ繰り越すべき財源
単年度収支	<p>当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額であり、当該年度に新たに生じた剰余額またはその逆を把握するための指標です。</p>	当該年度実質収支－前年度実質収支
実質単年度収支	<p>単年度収支の中には実質的な黒字要素（財政調整基金積立、地方債繰上償還）や赤字要素（財政調整基金取崩）が含まれているため、これらを控除した指標です。</p>	単年度収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩額
標準財政規模	<p>当該団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行うための標準的な一般財源の規模を示した額です。</p>	{(基準財政収入額－各種譲与税－児童手当特例交付金－交通安全対策特別交付金) × 100 / 75 + 各種譲与税 + 児童手当特例交付金 + 交通安全対策特別交付金} + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額
財政力指数	<p>当該年度の財政力を表す指標。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の当該年度を含む過去3ヶ年の平均値をいいます。財政力指数が「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされています。</p>	基準財政収入額 / 基準財政需要額の3ヶ年平均

<p>経常収支 比 率</p>	<p>財政構造の弾力性を表す比率。 人件費、扶助費、公債費等の経常経費に地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる経常一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示します。</p>	<p>経常経費充当一般財源の額／経常一般財源×100（％）</p> <p>〔経常一般財源には、平成13年度から減収補てん債及び臨時財政対策債の発行額を含む〕</p>
<p>起債制限 比 率</p>	<p>地方債の発行を制限するための指標。 財政の健全性を確保するため公債費負担が著しく高い団体については、地方債の発行が制限されます。現在、制限ラインは20％とされています。</p>	<p>〔元利償還金のうち特財充当分、繰上償還分及び公営企業債償還分を除いた一般財源等一災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費－事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費〕／〔標準財政規模－災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費－事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費〕×100（％）の3ヶ年平均値</p>
<p>実質公債費 比 率</p>	<p>地方税や普通交付税のように用途が特定されておらず、自治体に毎年度定期的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものに充当されたものの割合。 この比率が18％以上の団体は、地方債の発行に際し知事の許可が必要となり、25％以上の団体（早期健全化基準以上の団体）は一部の単独事業に係る地方債が制限され、35％以上の団体（財政再生基準以上の団体）は災害関係を除く一般公共事業債などの補助事業に関する起債も制限されます。</p>	<p><math>(A + B) - (C + D) / E - D \times 100 (\%)</math> の3ヶ年平均値</p> <p>A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く） B：地方債の元利償還金に準ずるもの C：元利償還金等に充てられる特定財源 D：普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金等 E：標準財政規模</p>